

## アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

8百万円（11百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

### 1. 事業の概要

化学産業において、近年、アジア諸国の台頭が著しいが、アジア諸国において、厳格な化学物質対策を講じるための技術や制度が十分に整っているわけではない。このため、アジア諸国において化学物質による環境汚染のリスクが高まると、有害化学物質を含む製品が我が国に輸入されることなどにより、国内でも環境汚染を引き起こすおそれがある。

そこで、国内対策を強化するだけでなく、我が国の化学物質対策の経験を生かして、アジア諸国における化学物質対策の能力向上を促進し、各国における適正な化学物質対策の早期実現を図る必要がある。

具体的には、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に向け、我が国における有害性評価手法等について情報提供を行うとともに、アジア諸国の化学物質対策の実務者を対象にした講習等を行い、各国の化学物質対策能力の向上を図る。

### 2. 事業計画

平成24年度～

- ・アジア諸国における各国の有害性評価手法等比較検討調査
- ・途上国に向けた有害性評価手法等に関する講習の実施

### 3. 施策の効果

アジア地域における化学物質対策に関する理解促進を加速化し、各国の関係者の化学物質対策の実施能力向上を図ることで、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に貢献し、アジア地域全体の適切な化学物質対策の確立に資する。

# アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

8(11)百万円 [H24(H23)]

アジア諸国の台頭



各国  
汚染



国内  
汚染

化審法附帯決議(2009年5月)

「アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。」

**→ 我が国における化学物質の有害性評価手法・GLP等に関する各国間での情報交換を通じたアジア地域での対策能力の向上**

## 【概要】

- ① アジア地域における各国の化学物質対策に関する比較検討
  - 有害性評価手法・リスク評価手法
  - GLP及び生態毒性試験手法
- ② 途上国の化学物質対策実務者(行政関係者中心)を対象とした有害性評価手法等に関する講習の実施

**アジア地域における適正な化学物質対策の実現**